

## 毎月勤労統計調査特別調査結果（三重県分）

平成5年7月分

### I 調査の目的

この調査は、常用労働者1～4人の事業所における賃金、労働時間等を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的としている。

### II 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類にいう鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）に属し、かつ、平成5年7月31日現在1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち労働大臣が指定する三重県内の一定の地域に所在する約500事業所について調査を行った。

### III 調査結果の概要

<賃金> — きまって支給する現金給与額は18.3万円、前年比2.0%減 —

1. 平成5年7月の小規模事業所（1～4人規模）のきまって支給する現金給与額は、18万3千円、前年比2.0%減となっている（第1表）。

2. 過去1年間の賞与など特別に支払われた現金給与額は30万5千円で、前年比2.3%減、支給月数は、1.67ヵ月（前年差0.0）であった（第2表）。

<労働時間> — 出勤日数は減少、実労働時間数は変わらず—

1. 出勤日数は22.6日で前年に比べて0.4日減少している（第3表）。

2. 1日当たり実労働時間は、7.3時間で前年と同じである（第3表）。

#### <小規模事業所における賃金及び労働時間>

##### (1) 賃金

###### イ きまって支給する現金給与額

平成5年7月における小規模事業所（1～4人規模）の月間きまって支給する現金給与額は182,899円、前年比2.0%減で、全国の194,042円、前年比1.9%増に比べて額で11,143円低くなっている。

これを男女別にみると男子は259,497円（前年比4.8%減）で、女子は128,967円（同4.1%増）と男子は前年を下回り、女子は前年を上回っている。

主な産業についてみると、建設業は278,612円で、前年比3.5%減、製造業は190,177円で、前年比5.7%増、卸売・小売業、飲食店は163,382円で、前年比2.8%増、サービス業は153,697円で、前年比8.7%減となっている（第1表）。

## ロ 特別に支払われた現金給与額

平成4年8月1日から平成5年7月31日までの1年間に賞与など特別に支払われた現金給与額は、304,715円（前年比2.3%減）で、きまって支給する現金給与額に対する割合（以下「支給割合」という。）は、1.67ヵ月分（前年差0.0）となっている。

男女別にみると、男子が466,576円（前年比1.3%減）で支給割合1.80ヵ月分（前年差0.11ヵ月増）、女子は191,522円（前年比4.0%減）で支給割合1.49ヵ月分（前年差0.12ヵ月減）となっている。

主な産業についてみると、サービス業が361,386円（前年比7.1%減、支給割合2.35ヵ月分）と最も高く、次いで建設業281,438円（前年比6.4%増、支給割合1.01ヵ月分）、卸売・小売業、飲食店281,230円（前年比2.3%減、支給割合1.72ヵ月分）、製造業236,103円（前年比9.9%増、支給割合1.24ヵ月分）と建設業、製造業については、前年に対し上回っているが、他の産業では、前年を下回っている（第2表）。

## （2）出勤日数と労働時間

平成5年7月における出勤日数は22.6日（前年23.0日）となり前年よりも0.4日減少した。男女別には、男子23.2日（同23.8日）、女子22.1日（同22.5日）で、それぞれに0.6日、0.4日減少した。

1日当たりの実労働時間は、7.3時間（前年7.3時間）で前年と同じであった。これを男女別にみると男子は7.8時間（同8.0時間）で前年に比べ0.2時間減少し、女子は7.0時間（同6.8時間）で前年に比べ0.2時間増加している（第3表）。

## 主な用語の定義

### （1）常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 期間を定めず、又は1ヵ月を超える期間をきめて雇われている者。

ロ 同一事業所に日々又は1ヵ月以内の期限を限って雇われていたもののうち、前月と前々月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、雇用者として一定の職務に従事し、役員としての報酬以外に一般雇用者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

### （2）きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）のことをいい、所得税、各種社会保険料を差し引く以前の金額である。

### （3）特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3ヵ月を超える期間ごとに支払われた現金給与額のことをいい、主なものとして夏季、年末の賞与がこれに該当する。

IV 統計表

第1表 産業、性別きまって支給する現金給与額

産業、性	三重県		全 国	
	実 額	対前年増減率	実 額	対前年増減率
	円	%	円	%
調 査 産 業 計	182,899	△2.0	194,042	1.9
男子	259,497	△4.8	267,435	2.3
女子	128,967	4.1	138,857	2.8
建 設 業	278,612	△3.5	264,964	0.1
製 造 業	190,177	5.7	205,555	0.6
卸売・小売業、飲食店	163,382	2.8	175,456	2.6
サ ー ビ ス 業	153,697	△8.7	183,650	3.1

(注) 1 きまって支給する現金給与額は平成5年7月分。

2 調査産業計とは、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）の合計である。

第2表 産業、性別年間特別に支払われた現金給与額及び支給割合（事業所規模1～4人）

産業、性	三重県			
	実額 円	対前年増減率 %	支給割合 ヵ月分	対前年差 ヵ月分
調査産業計	304,715	△2.3	1.67	0.00
男子	466,576	1.3	1.80	0.11
女子	191,522	△4.0	1.49	△0.12
建設業	281,438	6.4	1.01	0.09
製造業	236,103	9.9	1.24	0.05
卸売・小売業、飲食店	281,230	△2.3	1.72	△0.09
サービス業	361,386	△7.1	2.35	0.04

産業、性	全国			
	実額 円	対前年増減率 %	支給割合 ヵ月分	対前年差 ヵ月分
調査産業計	368,944	0.8	1.90	△0.02
男子	546,227	1.1	2.04	△0.03
女子	228,451	1.9	1.65	△0.01
建設業	387,910	0.2	1.46	0.00
製造業	345,222	△10.3	1.68	△0.20
卸売・小売業、飲食店	316,653	2.3	1.80	△0.01
サービス業	409,597	3.9	2.23	0.02

(注) 1 第1表(注)2参照。

2 年間特別に支払われた現金給与額は、平成4年8月から平成5年7月までの1年間に支給された額で、賞与のほかベースアップの差額追給分、慶弔金等を含む。

3 数値は勤続1年以上の者の数値である。

4 支給割合は各年7月のきまって支給する現金給与額に対する年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

第3表 産業、性別出勤日数及び1日当たり実労働時間数（事業所規模1～4人）

産業、性	三重県			
	出勤日数	対前年差	実労働時間数	対前年差
	日	日	時間	時間
調査産業計	22.6	△0.4	7.3	0.0
男子	23.2	△0.6	7.8	△0.2
女子	22.1	△0.4	7.0	0.2
建設業	22.0	△0.4	7.6	△0.2
製造業	22.4	0.3	7.3	0.2
卸売・小売業、飲食店	23.4	△0.1	7.3	0.2
サービス業	21.6	△1.2	7.3	△0.1

産業、性	全国			
	出勤日数	対前年差	実労働時間数	対前年差
	日	日	時間	時間
調査産業計	22.7	△0.4	7.4	0.0
男子	23.4	△0.3	8.0	△0.1
女子	22.2	△0.4	6.9	0.0
建設業	22.9	△0.3	7.8	0.0
製造業	22.7	△0.4	7.4	△0.1
卸売・小売業、飲食店	22.8	△0.4	7.3	0.0
サービス業	22.6	△0.2	7.4	0.0

(注) 1 出勤日数及び1日当たり実労働時間数は平成4年7月分。

2 第1表(注)2参照。